

令和6年第7回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日	時	令和6年7月26日
		13時30分～13時59分
会	場	海老名市役所 6階議員全員協議会室

令和6年第7回海老名市農業委員会定例総会

令和6年7月26日「令和6年第7回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。

招集委員は14名、応召委員は14名で次のとおりである。

1番 深澤 伸治 2番 宮基 功 3番 澤地 正典 4番 井上 勝
5番 鈴木 守 6番 岩壁 正和 7番 三廻部 茂 8番 波多野 寛
9番 市川 和美 10番 小松 佐一 11番 鈴木 徹 12番 橋本 保
13番 青木 莊一 14番 牛村 律子

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 本多 洋 16番 大貫 信夫 17番 重田 政一 18番 西海 正義
19番 西山 勝敏 20番 鴨志田ひろし

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 秦 芳生、主幹兼管理係長 尾山 剛、主査 加藤友彦、
主事 高野 栞

会議事項は次のとおりである。

日程第1 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第34号 引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第3 議案第35号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について

審議事項は次のとおりである。

(1) 農業転用届出による専決処分について

会長が開会を宣言した。(開会の時間：午後1時30分)

【議長】 ただいまの出席委員は14名です。また、農地利用最適化推進委員6名が出席をしております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、海老名市農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員

事業ということで、複合業務施設、倉庫等が建設予定の場所でございます。
資料1-2の公図の写しを見ていただきたいのですが、地番の■■■■が対象の土地でございますが、そこから南へ行った一番下の地番■■■■、こちらには譲受人、■■■■さんの所有の畑となっております。譲受人本人とお話をさせてもらいました。■■■■を所有していますが、賃貸借を希望しているということで、業者のほうに相談をしていたというような話でございました。この■■■■というのが、公園を提供するという形で予定していて、売却になってしまうということで、違う土地と交換したいというような意向でございました。業者のほうで売却希望を探していたところ、■■■■の方が見つかったということで、許可申請に至ったということでございます。譲受人の■■■■さんは農家でございます。特にこの申請について問題はないと思われま

以上です。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主査】 ■■■■さんの農家世帯としての状況につきまして、こちらは■■■■さん、母親の■■■さんのお2人が農業従事者だそうです。経営主は、令和6年の農家台帳では■さんになっております。農業への従事状況に関してですが、■さんの農業経験年数は30年、農業従事日数は250日、母の■■■さんの農業経験年数は50年、農業従事日数は250日ということです。■■■さんの世帯の現在の農業経営面積につきましては、自作地の畑が■■■■■平米、借入地が、畑、■■■平米、合計■■■■■平米でございます。機械は、トラクター1台、耕運機3台、トラック等を所有しておりまして、機械の面、労働力の面、技術の面を見ましても譲受人として特に問題ないと思われま

す。今回は、先般編入された市街化区域内の農地となっております、今、簡単に実情をお話ししようかと思いましたが、7番委員さんがそのまま言われたとおりの内容となっております。許可することができない場合が定められております農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関しましては特に問題ないと思われま

以上です。

【議長】 現地調査班の意見をお伺いいたします。13番委員。

【13番委員】 昨日、5名の委員と現地を見てまいりました。見ていただける写真は7月11日現在の写真ですので、昨日の確認とは大分雑草等が生い茂った状態ではあったのですが、いろいろ事務局のほうの説明等をお聞きしまして、各委員が納得した上で、今回はこちらのほうでも問題ないだろうということで、許可をしたいと思います。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号15について、質疑のある方。

【20番委員】 この方が持っているのが全部畑で、今回、田んぼのほうを購入ということですが、これは後でどなたかに耕作してもらうような考えでいるんですか。

【主査】 この農地は既に複合施設という形で、物流と事務所の開発が決まっております、10月ぐらいには着工されるというふうな予定となっております、事業者が■■■■■でございます。こちらの■■■■■をお持ちの■■■■■さんの世帯は売却を希望されておまして、今回、貸したいという希望をお持ちの■■■■■さんが■■■■■を持っていたと。そのまま行きますと、■■■■■が公園用地として整備される形になりまして、その公園用地が市のほうに持っていかれてしまうというふうな話になりますので、そうすると、■■■■■というのが■■■■■さんが貸したいという希望を満たすとすると、■■■■■の売却されるという■■■■■さんの農地を取得して、■■■■■は上に建物、倉庫が建ちますので、そちらで定期的な収入、収益を得るというふうな形で持っていきたいということで、今回の申請になってございます。

以上です。

【20番委員】 10月からもう開発が始まるということ。

【主査】 そうですね。

【事務局長】 開発の関係なのですけれども、分かりやすく言うと、今回、警察署、役所から東のゾーンは、■■■■■が開発主としていろいろやるということで、今回、■■■■■という■■■■■さんの田んぼになっていますが、どういう感じで開発するかというと、もうちょっと北側を見ていただいて、■■■■■の田んぼ、その西隣、■■■■■、この2枚からずっと南に下っていただいて、■■■■■、■■■■■、先ほどお話しした■■■■■、この基本的に長方形が、先

ほど委員さんからお話をいただいた開発で、物流と倉庫と事務所になるという計画が出ていて、その中で一番南の■■■■、■■■■さんの持っている田んぼのところ、計画的には公園にしなければいけない。公園となると、そこが最後に市に所有してもらわなければいけない。ということは、業者は買取りをしなければいけない。それ以外のところについては、地権者の皆さんは貸すという計画があるので、■■■■さんは本当は売りたいんだけど、公園だからしょうがないと。その代わり、売りたい人のところの農地を今回取得してそのまま貸すと、■■■■さんは売りたい希望だったので、話がついたと、ちょっと本来の3条、通常ですと、経営の拡大だとか何かで取られちゃったからというような場合が本来なんですけど、市街化でも所有権の移転が農地法3条に基づかないと所有権の移転等できないということになっておりますので、今回、審議になったということでございます。

以上です。

【19番委員】 ちょっと基本的なことでも申し訳ないです。この辺の土地は市街化区域になるんですけども、今後、市街化区域内で行われる農地転用とかは、届出ではなくて、あくまでもここで審議をされることになりませんか。開発がかかった場合と、開発がかからない場合があると思うんですけども、1,000平米以上になると開発がかかってきますから、農地転用という形でここで審議すると思うのですが、1,000平米以下の場合も、農地転用の場合は届出だけで済むんでしょうか。

【事務局長】 簡単に言うと、市街化の農地は、どれだけの面積になろうが、届出で処理ということになります。ですから、今回、何万平米という開発があったので、これは今回、今、3条でやっていますけれども、恐らく9月、8月に転用の届出が出されて、もう農地ではなくなりますので、多分、10月から工事に入るよというふうには聞いております。今の予定としては。

【19番委員】 もう1つだけいいですか。市街化区域、当然、元田んぼだったので、用水の関係がありますよね。この用水が流れているところが市街化になっちゃうんですけど、この辺の審議というのは、農政課と施工業者との間での審議になるのかどうか。

【事務局長】 委員さんおっしゃられたとおり、ここは開発の話、極端に言うと、開発す

れております。こちらは事務局で7月11日に現地調査を行いまして、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思われま

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号13について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号13について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認いたします。

次に、議案書8ページ、日程第3、議案第35号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について を議題いたします。

受付番号3について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主管兼管理係長】 それでは、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明についてでございます。

生産緑地制度には、農地の所有者の権利救済の観点から、次の3つの場合に市町村に対して時価で生産緑地を買い取るように申し出ることができる仕組みがございます。その1つ目が、生産緑地に指定されてから30年が経過した場合、2つ目が、農林漁業の主たる従事者が死亡した場合、3つ目が、農林漁業の主たる従事者が農林漁業に従事することを不可能とさせる故障を有することとなった場合です。2つ目と3つ目の場合に買取り申出をするときには、農林漁業の主たる従事者の証明を農業委員会から受ける必要があります。農林漁業の主たる従事者とは、専業従事者、兼業従事者にかかわらず、農林漁業経営における中心的な働き手もしくは農林漁業経営に欠くことのできない者でございます。その者が従事できなくなったため、当該生産緑地における農林漁業経営が客観的に不可能となるような場合における当該者を言います。今回、この主たる従事者についての証明願いが提出されまし

【主 事】 農地転用届出による専決処分について、一括で説明させていただきます。

まず、議案書9ページを御覧ください。こちらは農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和6年6月1日から6月30日までです。受付番号17から20の合計4件になりまして、田が1,715平米、畑が1,465平米、合計、3,180平米でございます。

続きまして、議案書の10ページ及び11ページを御覧ください。こちらは農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。届出期間につきましては、同じく令和6年6月1日から令和6年6月30日となります。こちらは受付番号23から31の9件で、田が8,860.02平米、畑が1,876平米、合計が1万736.02平米でございます。これらにつきましては専決処分で受理したことを報告させていただきます。

以上です。

【議 長】 説明が終わりました。

それでは、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしと認めます。よって、一括して了承といたします。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 それでは、事務局からはございますでしょうか。

【事務局長】 ございません。

【議 長】 ないようですので、本日の定例総会は終了といたします。

2番委員から閉会のご挨拶をよろしく願いいたします。

【2番委員】 本日は案件が少なかったですから、短時間に審議できました。以上をもちまして、令和6年第7回定例総会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

— 了 —